



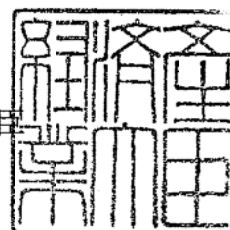
経 済 産 業 省

20140527 商第 2 号

平成 26 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 殿

経済産業大臣



液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対する梅雨期及び台風期
における防災態勢の強化について

上記の件について、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して所要の対応を求めることとしましたので貴職へも通知します。

経済産業省

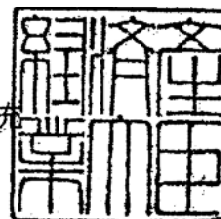
20140527商第2号

平成26年5月30日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



液化石油ガス販売事業者等に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

経済産業省は、平成26年5月27日付け中防災第14号（別紙）をもって、中央防災会議会長（内閣総理大臣）安倍 晋三から、梅雨期及び台風期における防災態勢の強化についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「事業者等」という。）に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応をすることを要請するようお願いいたします。

記

1. 豪雨などの風水害に起因した供給設備等の破損による液化石油ガスの漏えい及び高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等のおそれのある地域にあっては、充填容器等の設置場所及び充填所等における容器等流出に十分留意するとともに、破損・転倒等が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 高潮、河川の氾濫、土砂災害、竜巻等突風等による被害が予想される箇所に設置されている供給設備等の巡視・点検の徹底、災害等に係る被害に関する情報の収集・伝達及び当該被害が予想される箇所の警戒体制の充実を図ること。
また、巡視・点検に際して、作業員の安全にも留意し、大雨や台風の際には二次災害が発生しないよう注意すること。
3. その他別紙の「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を踏まえ、適切な対策を講じること。



中 防 災 第 1 4 号

平成26年5月27日

経済産業大臣 殿

中央防災会議会長

(内閣総理大臣)

安倍 晋



梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところである。例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、竜巻等突風等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。

については、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

その際には、近年の集中豪雨の頻発及び竜巻の相次ぐ発生並びに被害状況の多様化や、結果的に避難勧告等が早期に発令されていれば被害を防ぐことができた災害が過去にもあるなど、災害情報の適切な伝達が住民の安全かつ適切な避難行動に直接結びつくこと等を踏まえ、風水害の危険性及び早期避難の重要性についての平時からの国民への周知、早期避難のための避難態勢の構築の徹底等、きめ細やかな取組の充実を図られたい。

特に、平成25年台風第26号による被害からの教訓等を踏まえて本年4月に取りまとめられた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」においては、従来のガイドラインを見直し、市町村が行う避難勧告等の発令について、空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供することとしていること、また、避難勧告等が発令された場合に屋内安全確保も含め、どのような避難行動を取るべきか住民一人ひとりの認識を深めるよう日頃から周知徹底を図ることとしていることから、貴職においても、市町村が行う避難勧告等の発令に関する各種取組について積極的に協力するとともに、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

①危険箇所等の巡視・点検の徹底

河川等の氾濫、崖崩れ、土石流等災害発生のおそれのある危険箇所の巡視・点検の徹底を図るとともに、地形、地質、土地利用状況、災害履歴及び最近の降雨状況を勘案し、従来危険性を把握していなかった区域も併せて再度安全性を点検するなど、適切な措置を講ずること。

②河川管理施設を始めとする施設管理等の強化

施設管理者等は、災害発生に備え、管理施設等について、点検及び必要な箇所に対する補修等の措置を講ずるとともに、施設の操作人員の配置計画、連絡体制、操作規則等の確認をするなど、管理の強化を図ること。また、台風の接近等、災害発生のおそれのある場合には、事前に改めて施設の点検等を行うこと。

③災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための安全確保行動に資するため、浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴職が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

④防災気象情報の収集及び早い段階からの確実な防災情報伝達の徹底

降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、台風情報等の防災気象情報の収集・伝達を徹底し、関係者間での危機意識の共有を図ること。特に、住民に対し避難勧告等を発令する市町村に対してはきめ細やかな情報発信に努めること。また、ホームページ、SNS等のインターネット（以下「インターネット」という。）等により提供された情報については、必要に応じ適切に災害対応に活用すること。情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図るとともに、インターネット等の多様な伝達手段を活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めること。

⑤関係機関から市町村に対する助言

災害対策基本法の改正を踏まえ、市町村から助言を求められた際には、所掌事務に関し、適切に必要な助言を行うことができるよう、事前の準備を十分しておくこと。

⑥地下空間の浸水対策等の強化

地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、利用者に対して事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制の強化に万全を期すること。洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確な情報の伝達、利用者等の避難のための措置等を講ずること。

⑦水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促すなど、適切に対応すること。また、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

2. 地域における社会構造の変化、住民の居住状況、自然条件や地形等といった、それぞれの地域の持つ特性に配慮し、市町村における可能な限り定量的かつわかりやすい避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成又は見直しに資する情報の提供に努めること。また、災害対策基本法の改正により平成26年4月1日に施行された指定緊急避難場所及び指定避難所の違いについて十分に周知を図った上で市町村における指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を推進すること。

3. 聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に

伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進するとともに、市町村における避難行動要支援者名簿の作成等を受けた要配慮者情報の共有の推進、福祉避難所の指定等の促進等により、適切な防災対策の推進に努めること。

4. 災害復旧事業施行中の箇所について、再度の災害発生及び復旧作業中の事故等を防止するため、気象情報等に留意しつつ警戒監視を行う等、適切な措置を講ずること。

以上